

## 基礎・境界ソサイエティ編集規程

(平成 7 年 12 月 1 日基礎・境界ソサイエティ運営委員会制定)

(平成 8 年 1 月 22 日一部改正)

(平成 10 年 9 月 25 日一部改正)

(平成 12 年 10 月 26 日一部改正)

(平成 13 年 3 月 22 日一部改正)

(平成 20 年 5 月 12 日一部改正)

### 第 1 章 総 則

第 1 条 基礎・境界ソサイエティ和文論文誌(以後,和文論文誌とよぶ),基礎・境界ソサイエティ英文論文誌(以後,英文論文誌とよぶ),並びに基礎・境界ソサイエティ誌「Fundamentals Review」(以後,ソサイエティ誌とよぶ)等の編集についてはこの規程による。

第 2 条 和文論文誌及び英文論文誌は毎月 1 回,ソサイエティ誌は年 4 回発行する。ただし,必要に応じ発行回数を増減できるものとする。

### 第 2 章 ソサイエティ編集会議

第 3 条 ソサイエティ編集会議は,ソサイエティ編集長,和文論文誌編集委員長,同編集幹事,英文論文誌編集委員長,同編集幹事,同編集副幹事,ソサイエティ誌編集委員長,ソサイエティ誌担当幹事,電子広報担当幹事,及びソサイエティ編集長が必要と認める委員若干名から構成される。

第 4 条 ソサイエティ編集長は,必要に応じソサイエティ編集会議を開催する。

第 5 条 ソサイエティ編集会議は,和文論文誌,英文論文誌及びソサイエティ誌等の編集方針,編集発行に関わる収支管理,宣伝・拡販等に関する案件,並びに掲載別刷料免除の可否等について審議決定する。

第 6 条 ソサイエティ編集会議の構成員の若干名が本部の編集連絡会に出席する。

### 第 3 章 和文論文誌編集委員会

第7条 和文論文誌編集委員会は、編集委員長1名及び編集委員若干名から構成される。また、必要に応じて編集幹事1名を置くことができる。

2. 編集幹事は編集委員の中から選出する。

第8条 和文論文誌編集委員長及び編集幹事は、ソサイエティ運営委員会の議を経て、本学会会長(以下、会長という)が委嘱する。

2. 和文論文誌編集委員は、ソサイエティ編集会議の議を経て、会長が委嘱する。

3. 和文論文誌編集委員長及び編集幹事の任期は2か年とし、重任はできない。

4. 編集委員の任期は2か年とし、2期引続いて在任することを原則とし、2期をこえることはできない。

第9条 和文論文誌編集委員会は、和文論文誌に投稿された原稿の採否決定や編集作業等を行う。

2. 和文論文誌編集委員会は、論文の査読を行うための全ソサイエティ共通の査読委員を推薦し、データベースに追加すると共に、そのデータベースからの削除を申し出ることができる。

なお、査読委員に適任者がいない場合には臨時査読委員をおくことができる。

3. 査読委員は和文論文誌編集委員会で選出し、会長が委嘱する。

査読委員の任期は2か年とし、重任を妨げない。

4. 和文論文誌編集委員長、編集幹事、編集委員及び査読委員は、毎年5月総会日に就任する。

第10条 和文論文誌編集委員会の運営は、原則として別に定める『基礎・境界ソサイエティ和文論文誌編集委員会内規』により行う。

第11条 和文論文誌編集委員会は、別に定める『和文論文誌特集・小特集号の編集・発行基準』に基づき、特集編集委員会あるいは小特集編集委員会を設置し、それぞれ特集号あるいは小特集号(以下ではこれらを総称して特集号という)発行に必要な業務を行わせることができる。

2. 特集編集委員会委員長(ゲストエディタ)、同幹事及び同委員は、和文論文誌編集委員会の推薦により、ソサイエティ編集会議の議を経て、和文論文誌編集委員長が委嘱する。

3. 特集編集委員会委員長、同幹事及び同委員の任期は、特集号発行日までとする。

#### 第4章 英文論文誌編集委員会

第12条 英文論文誌編集委員会は、編集委員長1名、編集幹事1名、編集副幹事1名及び編集委員若干名から構成される。

第 13 条 英文論文誌編集委員長及び編集幹事は、ソサイエティ運営委員会の議を経て、会長が委嘱する。

2. 英文論文誌編集副幹事及び編集委員は、ソサイエティ編集会議の議を経て、会長が委嘱する。

3. 英文論文誌編集委員長、編集幹事及び編集副幹事の任期は 2 か年とし、重任はできない。

4. 編集委員の任期は 2 か年とし、2 期引続いて在任することを原則とし、2 期をこえることはできない。

第 14 条 英文論文誌編集委員会は、英文論文誌に投稿された原稿の採否決定や編集作業等を行う。

2. 英文論文誌編集委員会は、論文の査読を行うための全ソサイエティ共通の査読委員を推薦し、データベースに追加すると共に、そのデータベースからの削除を申し出ることができる。

なお、査読委員に適任者がいない場合には臨時査読委員をおくことができる。

3. 査読委員は英文論文誌編集委員会で選出し、会長が委嘱する。

査読委員の任期は 2 か年とし、重任を妨げない。

4. 英文論文誌編集委員長、編集幹事、編集副幹事、編集委員及び査読委員は、毎年 5 月総会日に就任する。

第 15 条 英文論文誌編集委員会の運営は、原則として別に定める『基礎・境界ソサイエティ英文論文誌編集委員会内規』により行う。

第 16 条 英文論文誌編集委員会は、別に定める『英文論文誌特集号の企画・編集の手引き』に基づき、特集編集委員会を設置し、特集号発行に必要な業務を行わせることができる。

2. 特集編集委員会委員長(ゲストエディタ)、同幹事及び同委員は、英文論文誌編集委員会の推薦により、ソサイエティ編集会議の議を経て、英文論文誌編集委員長が委嘱する。

3. 特集編集委員会委員長、同幹事及び同委員の任期は、特集号発行日までとする。

第 17 条 英文論文誌編集委員会には、英文論文の編集に関し、英文論文誌編集委員長の諮問にこたえ、意見を述べ、論文の投稿などの推進を図るため、必要に応じて顧問(アドバイザーメンバー)を置くことができる。顧問は英文論文誌編集委員長が選定・会長が委嘱し、ソサイエティ編集会議に報告する。

## 第 5 章 ソサイエティ誌編集委員会

第 18 条 ソサイエティ誌編集委員会は、本ソサイエティが発行するソサイエティ誌等の編集作業を行う。編集委員会の運営は別に定める『ソサイエティ誌編集委員会内規』による。

第 19 条 ソサイエティ誌編集委員会は、ソサイエティ誌編集委員長 1 名、ソサイエティ誌担当幹事 2 名、電子広報担当幹事 2 名、及び各研究専門委員会から 1 名ずつ選出された編集委員並びにソサイエティ誌編集委員長が必要と認める委員若干名から構成される。

第 20 条 ソサイエティ誌編集委員長は、ソサイエティ運営委員会の議を経て、会長が委嘱する。

2. ソサイエティ誌担当幹事、電子広報担当幹事及び編集委員は、ソサイエティ編集会議の議を経て、ソサイエティ会長が選任する。

3. ソサイエティ誌編集委員長、ソサイエティ誌担当幹事の任期は 2 か年とし、重任はできない。

4. ソサイエティ誌編集委員の任期は 2 か年とし、重任を妨げない。

5. ソサイエティ誌編集委員長、ソサイエティ誌担当幹事、電子広報担当幹事及びソサイエティ誌編集委員は、毎年 5 月総会日に就任する。

第 21 条 ソサイエティ誌編集委員会の編集業務を円滑に遂行するためにソサイエティ誌編集幹事会をおく。

2. ソサイエティ誌編集幹事会は、ソサイエティ誌編集委員長、ソサイエティ誌担当幹事、ソサイエティ誌担当の特別委員（運営委員）ならびにソサイエティ誌編集委員長が必要と認めるソサイエティ誌編集委員数名から構成される。

3. ソサイエティ誌編集幹事会の開催通知と議題は、ソサイエティ誌編集委員会の構成員全員に通知する。

4. ソサイエティ誌編集委員はソサイエティ誌編集幹事会に出席して意見を述べる事ができる。

(付則)

第 22 条 この規程は平成 20 年 5 月 13 日から実施する。